



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 厚生労働省保険局・内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室に要望

### 訪問看護のICT化や看護系技官の配置を求める

公益社団法人日本看護協会（会長・福井トシ子、会員76万人）は3月23日、厚生労働省の濱谷浩樹保険局長に、24日、内閣官房の谷内繁子ども家庭庁設置法案等準備室長に令和5年度予算・政策に関する要望書を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

#### ■厚生労働省 保険局

人々の療養の場が地域に広がり、訪問看護のニーズが高まる中、訪問看護事業所数や訪問看護療養費のレセプト件数は大幅に増加しています。しかし、医療保険における訪問看護療養費請求は紙運用で行われており、業務効率化やデータの利活用の妨げになっている現状があります。そのため、本会は、訪問看護のICT化（オンライン請求、オンライン資格確認）の一層の推進を求めました。

また、看護職はあらゆる領域で国民を支えており、新型コロナウイルス感染症対応でも力を発揮しています。看護の役割が広がり、専門性が高まる中、持続可能で質の高い医療・看護提供体制を構築していくためには、看護の現状や課題を反映した議論を行うことが必要です。これらを踏まえ、社会保険医療協議会法を改正し、中央社会保険医療協議会の診療側委員として看護職を任命することや、企画官級の看護系技官の配置も要望しました。

福井会長は、2024年開始予定の訪問看護事業所におけるオンライン請求について、確実な実施とともに、訪問看護事業所側にも準備が必要であることから、開始前には訪問看護従事者への説明会を行うことを要望。濱谷保険局長は、予算確保も含めオンライン請求を予定通り開始することを強調し、「しっかり対応したい」と応じました。



濱谷保険局長（右）に要望書を手渡す福井会長

#### ■内閣官房 子ども家庭庁設置法案等準備室

政府は子ども政策に関して、新たに「子ども家庭庁」の創設を決定しました。ただ、医療や女性の健康、障害者等の一部の政策については厚生労働省が、学校関係については文部科学省が引き続き担当するとされています。安心して子どもを産み育てるための環境を整備するためには、医療、保健、教育、福祉等における施策の相互連携を図る必要があります。このことから、「子ども家庭庁」と厚生労働省、文科省の円滑な連携を図り、切れ目のない施策を実施するためには、健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官（助産師）の

# News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2022年3月30日



谷内室長（右）に要望書を手渡す福井会長

配置が必要です。

そのため、本会は、同庁に政府全体の母子の健康に関するさまざまな施策を総合的に調整する助産師資格を有する課長級の看護系技官の配置を要望しました。

谷内室長は、「要望の内容は理解した。こども家庭庁設置に向け準備している段階であり、予算確保や体制についてもこれから検討していきたい」と述べました。その上で「こども家庭庁は、強い司令塔機能を有するため、主導となって、切れ目のない政策を実現したい」との考えを示しました。

令和 4 年 3 月 23 日

厚生労働省

保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 福 井 トシ子



## 令和 5 年度予算・政策に関する要望書

地域包括ケアが推進される中、人々の療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へ広がり、訪問看護や地域における療養支援、そして重症化予防などへの看護職の介入がますます必要となっています。特に訪問看護のニーズは高く、20 年間で訪問看護事業所数は約 3 倍、訪問看護療養費のレセプト件数は約 8 倍に増加しています。しかしながら、医療保険における訪問看護療養費請求は紙運用で行われており、訪問看護事業者や審査支払機関・保険者における業務効率化、及びデータ利活用の妨げになっています。

訪問看護事業所におけるオンライン請求は令和 6 年開始予定とされていますが、近年のレセプト件数の増加率は大きく、予定通り確実に実施することが重要です。

また、地域医療の担い手として看護職はあらゆる領域で国民を支えており、新型コロナウイルス感染症対応においても看護職が多岐なる力を発揮しています。看護の役割は広範化し、かつ専門性も高まっており、持続可能で質の高い医療・看護提供体制を構築していくためには、政策決定過程において、看護の現状や課題を的確に把握、評価し、看護職の意見を反映した議論を行うことが必要です。

以上より、令和 5 年度予算案等の編成ならびに政策の推進にあたっては、以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう要望します。

### 要 望 事 項

1. 訪問看護の ICT 化(オンライン請求、オンライン資格確認)の推進
2. 社会保険医療協議会法を改正し、中央社会保険医療協議会の診療側委員としての看護職の任命と、企画官級の看護系技官の配置

# 1. 訪問看護のICT化(オンライン請求、オンライン資格確認)の推進

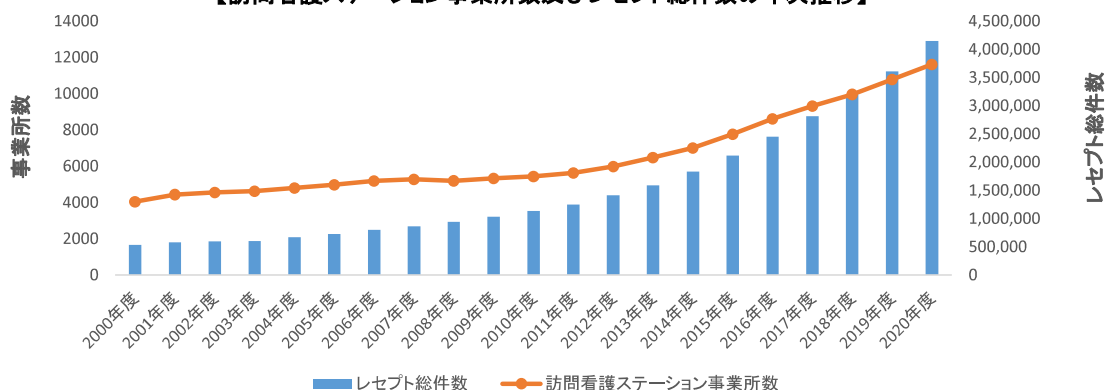
- 訪問看護事業所及び審査支払機関・保険者等の業務効率化に資するため、令和6年5月開始予定の訪問看護レセプトのオンライン請求の確実な実施に向け、計画的に進められたい。
- 訪問看護事業所におけるオンライン請求・オンライン資格確認の同時期開始に向け、説明会の開催や導入費用に対して助成されたい。
- オンライン請求の実現に合わせて、訪問看護療養費に関するレセプト情報をレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)に格納し、都道府県等が活用可能となるようデータを公表されたい。

公益社団法人 日本看護協会

## 訪問看護のICT化(オンライン請求、オンライン資格確認)の推進

- 訪問看護事業所数、レセプト総件数は増加傾向が続き、事業所数は2000年度と2020年度を比べると約3倍(4049事業所→11,612事業所)、レセプト総件数は約8倍(535,110件→4,146,462件)となっている。保険医療機関・保険薬局によるオンライン請求が開始された2006年度と比べても、事業所数は約2倍、レセプト件数は約5倍となっていることから、オンライン請求の導入により、訪問看護事業所はもとより、審査支払機関・保険者においても事務効率化が期待される。
- 訪問看護事業所におけるオンライン請求は令和6年5月開始予定とされているが、近年のレセプト件数の増加率は大きく、令和6年に確実に実施されることが極めて重要である。先行している保険医療機関や保険薬局のオンライン資格確認の実施状況や課題等も踏まえ、円滑に実施されるよう、計画的な体制整備が必要である。
- 医療保険における訪問看護療養費の請求は、厚生労働大臣の定める様式(紙)で行われているため、データ活用の場面でも「訪問看護療養費」を含めた検討がなされていない。医療計画の策定や医療保険制度の基盤整備促進のため、都道府県等、広く訪問看護データの活用が求められる。

【訪問看護ステーション事業所数及びレセプト総件数の年次推移】



(出典) 厚生労働省 概算医療費データベース]制度別医療機関種別 医療費 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken03/03.html>)

公益社団法人 日本看護協会

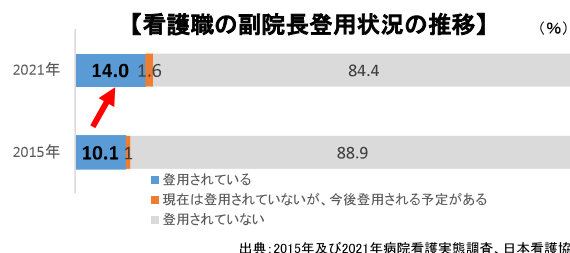
## 2. 中央社会保険医療協議会診療側委員としての看護職の任命と、企画官級の看護系技官の配置

- 地域医療の担い手として、看護職はあらゆる領域で国民を支えており、より一層医療・看護の現状に即した診療報酬改定に貢献できるよう、中央社会保険医療協議会において、社会保険医療協議会法が定める答申・建議等について議決する権利を持つ、診療側委員として看護職の任命(社会保険医療協議会法の改正)をされたい。
- 疾病構造の変化、医療の高度化等に伴い、看護の役割は広範化し、専門性も高まっている。多様化する看護の実情を専門的、かつ責任ある立場で的確に把握・評価するとともに、他部局と連携し、診療報酬や訪問看護療養等に反映させるための調整を行う、企画官級の看護系技官を保険局医療課に配置されたい。

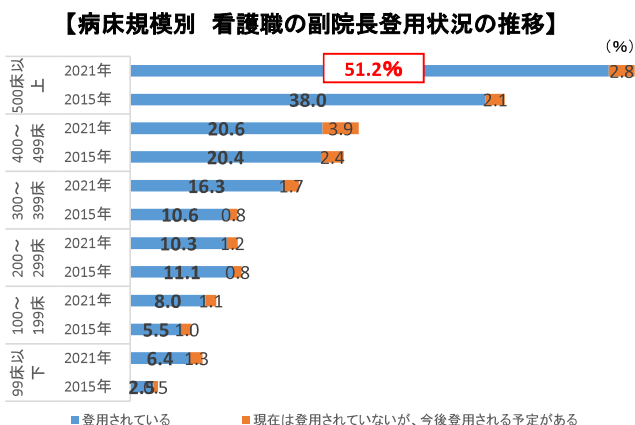
公益社団法人 日本看護協会

### 診療側委員としての看護職任命、企画官級の看護系技官の配置へ

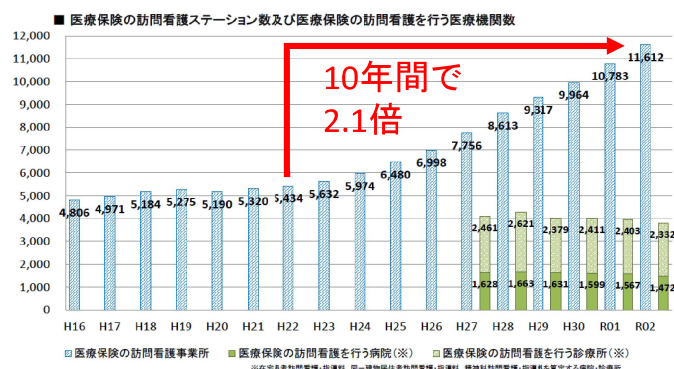
- 新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、地域包括ケアをさらに推進していく上では、医療機関・施設間での連携強化が必要であり、その推進には看護職の力が重要である。
- 看護職が副院長として登用されている病院は病床規模に関わらず増加傾向にあり、6年間で10.1%から14.0%に増加している。特に500床以上の病院では半数以上で看護職の副院長が登用されている。あらゆる病床規模において、経営に携わる看護職が増加し、地域で良質かつ安全・安心な医療サービスの提供に大きく寄与している。
- 訪問看護ステーション数も10年間で2倍に増加しており、管理者として経営に携わる看護職が増えている。



- 多くの看護職があらゆる領域で国民を支えている状況を踏まえれば、社会保険医療協議会法第三条の5「第一項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者」として、看護職は2号側を構成する委員としての条件を満たしている。



### 【訪問看護ステーション数及び訪問看護を行う医療機関数の年次推移】



公益社団法人 日本看護協会

出典: 令和3年8月25日 中医協総-1-2

令和4年3月24日

内閣官房

こども家庭庁設置法案等準備室長  
谷内 繁 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 福 井 トシ子



## 令和5年度予算・政策に関する要望書

近年、リスクの高い妊産婦の増加や育児の孤立化による産後うつ・子どもへの虐待等の問題が山積しており、成育医療等の提供にあたっては、母子の心身に関する問題を包括的に捉えた適切な関わりが求められています。助産師は、生涯を通じた女性の健康に直接関わり、その専門性を発揮しています。

一方、こども政策に関して、新たに「こども家庭庁」の創設が決定されました。「こども家庭庁」では、各省庁のこども政策が一元化され、総合調整権限も付与されるとされていますが、医療や女性の健康、障害者等の一部の政策については厚生労働省が、学校関係については文部科学省が引き続き担当するとされています。

安心して子どもを産み育てるための環境を整備するためには、医療、保健、教育、福祉等における施策の相互連携を図る必要があります。そのためには、「こども家庭庁」と厚生労働省、文部科学省との連携強化が欠かせません。必要な成育医療等を切れ目なく提供する責務については、「成育過程にある者及び保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(略称:成育基本法)」にも明記されています。

このようなことから、「こども家庭庁」と厚生労働省、文部科学省の円滑な連携を図り、切れ目のない政策を実施するためには、健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官(助産師)の配置が必要であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要です。

令和5年度予算案等の編成にあたっては、特に以下の事項につきまして、必要な予算や施策等が実現されるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

### 要 望 事 項

1. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官(助産師)の配置

# 1. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官（助産師）の配置

- 「こども家庭庁」に、政府全体の母子の健康に関する様々な施策を総合的に調整する助産師資格を有する課長級の看護系技官を配置されたい。

- ・母子の健康に関する施策は、複数の省庁にまたがっている。
- ・成育基本法や母子保健法の一部改正等により求められている「切れ目のない支援体制」実現に向けて一体的に対応するためには、「こども家庭庁」と厚生労働省の周産期医療、女性の健康や労働安全衛生、文部科学省の学校保健、健康教育などの関連部門との連携を図る必要がある。
- ・こうした施策についての連携・調整の担当には健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官（助産師）が適任であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要である。

## 母子の健康に関する施策を調整する看護系技官の配置イメージ

